平成２４年（フ）第３２９４号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町5812―８―４―101
債務者　川原　和広
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２９６号
東京都江戸川区平井７丁目18―15―204
債務者　宮内　　直
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２９７号
東京都江戸川区平井７丁目18―15―204
債務者　宮内和歌子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３０１号
東京都足立区南花畑２丁目46―14　ブルーメＮｏ．11　103
債務者　江里口弘昭
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３０２号
神奈川県横浜市磯子区磯子２丁目10―16―302
債務者　森田ゆかり（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３０４号
東京都世田谷区世田谷４丁目13―12―504
債務者　政野　明美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３０５号
神奈川県厚木市及川２丁目20―43―103
債務者　佐藤　俊也
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３１２号
千葉県市川市富浜２丁目４―17
債務者　若松由香里
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３１７号
東京都練馬区東大泉１丁目18―12―203
債務者　川部　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３１８号
埼玉県熊谷市本石２丁目238―301
債務者　栗原　榮一
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２５号
東京都練馬区石神井台４丁目５―33―302
債務者　鍋倉　　寛
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２７号
東京都板橋区中台２丁目16―４　第１カシマハイツ101
債務者　中野　偉史
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２８号
東京都板橋区中台２丁目16―４　第１カシマハイツ101
債務者　中野　美里
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２９号
東京都世田谷区太子堂５丁目22―９―102
債務者　赫多　良輝
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３１号
東京都世田谷区中町１丁目19―20―101
債務者　関根百合子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３３７号
東京都練馬区大泉町６丁目16―９―101
債務者　山崎　富和
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部